

総務文教委員長報告

総務文教委員長 長濱 賢一

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第12号「鳴門市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について」ほか議案9件であります。

当委員会は、去る2月27日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案10件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第12号「鳴門市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について」であります。情報通信技術の活用による行政手続等に係る利便性の向上並びに行政運営の簡略化及び効率化を図るため、現行の条例を全部改正し、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、主な改正点の1つである、デジタルデバインド対策について質疑があり、理事者からは、本年の5月頃より、スマートフォンやタブレット端末等の使い方など、デジタル技術に関して市民の方が気軽に幅広く相談できる機会を設けるために「デジタルなんでも相談室」を開催したいと考えているとの説明がありました。

また、委員からは、本庁舎だけでなく、出張形式で「デジタルなんでも相談室」を開催する考えはあるのかとの質疑があり、理事者からは、定期的に各公民館などにも出向き、気軽に相談できるよう努めたいと考えているとの説明がありました。

また、委員からは、行政手続のために来庁した市民への対応はどのように変わるのかとの質疑があり、理事者からは、例えば住民票や各種証明書の交付申請に際して、現状では、手書きで、申請書を書いていただいているが、市で申請書を作成し、確認をいただいたうえで、サインをしていただくだけで手続きを済ませることができるような「書かない窓口」サービスにより住民サービスを向上させたいと考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号「鳴門市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」及び議案第14号「鳴門市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」の2議案であります。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、

改正法の施行に当たり必要となる事項を定めるため、新たに条例を制定するほか、現行の条例について所要の改廃を行うものであります。

2議案は関連する議案であるため一括議題とし、同時に説明を受け審査を行いました。

委員からは、「鳴門市個人情報保護に関する法律施行条例」の附則の罰則規定の経過措置に関して、法的に問題はないのかとの質疑があり、理事者からは、徳島地方検察庁と協議した結果、問題はないとの回答を得ているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第13号及び議案第14号はいずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号「鳴門市事務分掌組織条例の一部改正について」及び議案第16号「鳴門市特別職指定条例の一部改正について」の2議案であります。令和5年度組織機構の見直しに伴い、市長直轄組織及び行政改革推進監を廃止し、新たに危機管理監を設置するなど、所要の改正を行うものであります。

2議案は関連する議案であるため一括議題とし、同時に説明を受け審査を行いました。

委員からは、市長直轄組織を廃止した後に、現在、実施している業務はどのように推進していくのかとの質疑があり、理事者からは、デジタル戦略課と財政課に業務を振り分け、デジタル戦略課においては、業務の棚卸、BPR（業務本来の目的に向かってプロセスの視点で既存の組織や制度を抜本的に見直すこと）、デジタル化の推進を担い、財政課においては、シン・スーパー改革プランの進捗管理や、行政評価、次期プランの策定準備といった業務を担うことになるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第15号及び議案第16号はいずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号「鳴門市職員定数条例の一部改正について」であります。職員定数と実数に乖離が生じていること及び消防組織の充実強化を図ることから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、消防職員の定数を76人から85人に増やすことについて質疑があり、理事者からは、高齢化に伴う救急件数の増加や、激甚化する自然災害、切迫する大規模地震等に対する消防需要に的確に対応するため、また、現在、2交代制で行っている勤務体制を3交代制へ移行させ平時の消防サービスの向上も含め、消防体制のさらなる充実強化を図るため、定数を増やすものであるとの説明がありました。

また、委員からは、消防職員の定数を76人から85人とする根拠について質疑があり、理事者からは勤務体制を現在の2交代制から3交代制へ移行させるために必要な職員数を試算したところ81名程度が必要となるためとの説明がありました。

また、委員からは、類似団体と比較して職員数はどのようになっているのかとの質疑があり、理事者からは、職員数については、類似団体との比較では、職員数が少ない部門と多い部門とで隔たりがあるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号「鳴門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。職員の年次有給休暇等について暦年管理から年度管理に改めることに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、年次有給休暇の取得状況について質疑があり、理事者からは、令和3年の取得日数は平均で9.9日、消化率は25.4%となっているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号「鳴門市特別職の職員の給与及び旅費の支給に関する条例の一部改正について」であります。各特別職の給料及び期末手当の臨時的減額措置の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号「鳴門市道の駅「くるくる なると」基金条例の制定について」であります。道の駅「くるくる なると」の指定管理者から市への納付金を、将来想定される施設・設備の大規模修繕や地域振興に資する事業等に活用するため、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、令和4年度は指定管理者からどの程度の納付金を見込んでいるのかとの質疑があり、理事者からは、現時点は、15億円程度の売上高を見込んでおり8,700万円程度になると考えている。当該基金に積み立てる額としては、鳴門市が支払っている指定管理料2,500万円を差し引いた6,200万円程度の予定であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第27号「財産の無償譲渡について」であります。旧里浦幼稚園施設において公私連携幼保連携型認定こども園を運営するに当たり、当該幼稚園施設の建物及び工作物等を運営法人に無償譲渡するために、地方自治法第9

6条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでありました。
委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。
御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。